**夜間対応型訪問介護の人員及び設備基準**

**(1)人員に関する基準の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 資格要件 | 人員配置基準等 |
| 管理者 | なし | ○専らその職務に従事する常勤の者１名・管理上支障がない場合には、他の職務又は同一敷地内の他の事業所、ほかの事業所の施設等の職務に従事することができる。・指定夜間対応型訪問介護事業所のオペレーションセンター従業者又は訪問介護員等としての職務に従事する場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。・日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合で、指定訪問介護事業所の指定を併せて受けて、一体的に運営する場合は、指定訪問介護事業所の職務を兼ねることができ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるとしています1. 当該指定夜間対応型訪問介護事業者が指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合
2. 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えありません。）

・管理者は、オペレーションセンター従業者又は訪問介護員等である必要はありません。 |
| オペレーションセンター従業者 |  |  |
| 1.オペレーター＜利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者＞ | 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士介護支援専門員 | ア 提供時間帯を通じて専従で１以上確保されるために必要と認められる数以上イ オペレーターは左記の資格を有する者でなければならない。ただし、当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーターとの密接な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると求められる場合は、サービス提供責任者として１年以上(介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修２級修了者にあっては３年以上）従事したものをオペレーターとして充てることができる。ウ 利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事する事ができる。 |
| 2.面接相談員＜利用者の面接その他の業務を行う従業者＞ |  | ○ １以上確保されるために必要と認められる数以上・日中の面接等を通じて利用者の状況を把握するために配置するものであるので、オペレーターと同様の資格又はこれらと同等の知識経験を有する者を配置するように努めることが必要です。・面接を適切に行うために必要な人員を配置すればよく、夜間勤務のオペレーター、訪問介護員等や管理者が従事することで差し支えありません。 |
| 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 | 介護福祉士、介護職員初任者研修課程修了者、旧介護職員基礎研修課程修了者、旧訪問介護員養成研修一級課程修了者、旧訪問介護員養成研修二級課程修了者、介護職員実務者研修修了者、看護師、准看護師 | ○交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 |
| 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 | ア 提供時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供にあたる訪問介護員等が１以上確保されるために必要な数以上イ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 |
| ※看護師等の資格を有する者を訪問介護員として雇用する場合は、訪問介護員として雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務を行うものではありません。※オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に１か所以上設置しなければならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。※オペレーションセンターを設置しないことができる場合とは、具体的には、利用者の人数が少なく、かつ、指定夜間対応型訪問介護事業所と利用者の間に密接な関係が築かれていることにより、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けた場合であっても、十分な対応を行うことが可能であることを想定しています。 |

【注】

１　「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第１項（第２号に係る部分に限る。） の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

２　「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

なお、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関す法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第１項、同条第３項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。

３　「専ら従事する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。

**(２)設備に関する基準の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 設備及び備品 | ア 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。・事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保することが必要です。・他の事業と同一の事務室であっても間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分されている、又は、区画が明確に特定されているのであれば差し支えありません。イ サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること・特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮することが必要です。・事業の運営に支障がない場合は、同一敷地内の他事業所、施設等の設備、備品等を使用することができます。・指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてこれらの事業が一体的に運営されている場合は、オペレーションサービスの提供に必要となる設備を双方の事業で共用することができます。ウ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等及び随時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器等を備えること。ただし、利用者の心身の状況等の情報を蓄積することが出来る機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが該当情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる・オペレーションセンターの通信機器は利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受信した際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならないが、通報を受信する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一の機器でなくても差し支えない。したがって、通報を受け付ける機器としては、一般の携帯電話等であっても差し支えありません。エ 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に通報のための端末機器を配布すること。ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことが出来る場合は、この限りではない・利用者に配布するケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーションターに通報できるものでなければなりません。ただし、利用者の心身の状況によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者に対し携帯電話等を配布すること又はケアコール端末を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えありません。※オペレーションセンターを設置しない場合・オペレーションセンターを設置しない場合にあっても、オペレーションセンターにおける通信機器に相当するもの及び利用者に配布するケアコール端末は必要です。 |

**【人員基準等について】**

**○居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスにおける人員基準等については、市町村条例及び厚生労働省令等をご参照ください。**

**【厚生労働省令等<参考>】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 基準 | 解釈通知 |
| 居宅 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年 厚生省令第37号） | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年 老企第25号) |
| 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号） |
| 居宅介護支援 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年 厚生省令第38号） | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年 老企第22号） |
| 地域密着 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省第34号） | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号） |
| 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年 厚生労働省令第36号） |